

第8期 事業報告

自 2018年7月 1日

至 2019年6月30日

I. 事業概要

公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する事を目標に掲げ、第8期の主な公益事業を下記のとおり実施いたしました。

- ・ 長野県下の公立小中学校に対しての「ここ石プロジェクト」と銘打った校庭への徒競争用トラック、野球、サッカーコート等の指標設置事業
- ・ 南佐久郡南牧村に設置してある「Ⅷ系原点」と佐久市に設置してある「日本で海岸線から一番遠い地点」の1級公共基準点の維持管理
- ・ 「信濃の国の重心」1級基準点設置に向けての準備作業
- ・ 一般市民の皆さんに向けた研修会の開催
- ・ 長野地方法務局の実施する法14条地図作成業務における境界標識の設置

第8期の公益目的事業活動の状況は、社員の一致した努力のおかげで、前期と同様に公益目的事業の成果が得られ、例年通り国関係では、長野地方法務局発注の法14条地図作成業務の外、長野県及びその周辺の国土交通省発注の入札に参加、県関係では各建設事務所、地域振興局の未登記対策事業に対応いたしました。市関係では長野市、松本市における建築基準法第42条2項による後退線分筆登記作業の実施、松本市における官民界境界立会業務の実施、中野市、上田市における国土調査法第19条5項の地図作成事業を実施いたしました。これらの事業は今後も継続して発注が行われる見通しで、今後全県下に展開することに期待を寄せています。

これは上記事業の確実な実施に加え、長野県及びその周辺の地域において各社員が一丸となってアピールしてきた当協会の公益目的事業活動に対し、社会の理解が少しずつ深まってきたことの相乗効果によるものと思います。今以上に社員及び役員は当協会の社会的意義の理解を深め、社会に対していかに貢献できる公益社団法人であるかを示していただきたいと思います。

主な事業を具体的に報告いたします。

1. 第3期で長野県下全ての公立小学校に絵本「じめんのボタンのナゾ」を寄贈したことを契機に提案した「ここ石プロジェクト」における校庭への徒競争用トラック、野球、サッカーコート等の指標設置事業は相当の反響があり、今まで実施した学校からは、再度の要請と、新たな学校からも強い要望があり第8期においても小中学校のグラウンド及び野球とサッカーコートの指標設置事業を実施いたしました。第9期においても同様の公益目的事業の啓発活動を進めたいと考えています。広報活動にも寄与する様、第4期に全社員に無料配付した協会名を背中に入れた安全ベストは、着用していることを条件に傷害保険に加入しており、この保険契約期間を令和2年2月1日まで更新しました。この保険は一般事件処理中に発生した災害にも適用されるため、作業時に常に着用することで、当協会のアピールに繋がるものと考えております。また、補助者に対しても実費相当額（同じ保険に加入）にて多数の配付があり当協会のアピールに貢献していただいております。この安全ベストは我々の思惑以外に法14条地図作成作業において、明確な身分証明書となり、過去、一筆地立会時にあった協会への身分照会、苦情等が皆無という効果をあげております。

2. 「Ⅷ系原点」及び「日本で海岸線から一番遠い地点」の1級公共基準点に関しては、維持管理を行い公共基準点の意義の浸透に努めました。

Ⅷ系原点では、測標の櫓が木製であるため更新時期を迎え新しい櫓に建て替え、昨年8月8日に竣工式を執り行いました。

また、本年5月23日・25日に信州安曇野田んぼアート実行委員会が主催するNHK大河ドラマ「いだてん」をテーマにした田んぼアート作成に技術協力いたしました。

3. 長野県歌制定50周年を記念して長野県の重心への1級公共基準点「信濃の国の重心」の設置準備作業及び測量作業を行いました。

4. 当協会が「社会貢献と不動産に係る国民の権利の明確化を推進する」公益法人であること、実施している公共嘱託登記は重要であり専門性が高いことを知っていただく観点から、官公署の皆さんや広く一般市民の皆さんに向けた研修会を第5回公開シンポジウムとして松本市のアルピコプラザホテルにて開催しました。

第1部として、長野県建設部建設政策課課長補佐兼用地係長 池田恵一氏から「長野県における官民境界への対応」、松本市建設部維持課管理担当課長 上條俊英氏からは「松本市における官民境界への対応」と題して基調講演を頂きました。第2部では、基調講演を頂いた池田恵一氏、上條俊英氏、公益社団法人

人長野県公共嘱託登記司法書士協会 理事長 田幸良友氏、長野県土地家屋調査士会 松本誠吾会長と当協会理事長 塩川豊をパネリストとし、当協会副理事長 三原雅がコーディネーターを務めるパネルディスカッションを行いました。この公開シンポジウムには官公署の職員の皆さん・一般市民の皆さんをはじめ土地家屋調査士、司法書士等、大勢の皆さんにご参加いただきました。

この他、公益社団法人長野県公共嘱託登記司法書士協会と協力して、官公署の職員の皆さん向けの嘱託登記事務研修会を長野会場と塩尻会場の2か所で開催しました。

また、各地区においても登記事務研修会の開催、官公署主催の研修会への講師派遣など、官公署の職員をはじめとする方々に広く登記の知識を知っていただき、不動産に係る国民の権利の明確化における筆界の重要性を再認識していただくための啓発活動を積極的に実施しました。

5. 長野地方法務局より受託した2か所の登記所備付地図作成作業に関して、長野市吉田三丁目の一部地区0.458平方キロメートルについては2月末に予定どおり完了し、長野市吉田一丁目、三丁目地区の各一部0.49平方キロメートルについては、1年目作業は基準点を観測し、2年目作業は一筆地立会を経て、社員の努力により細部測量の作業に入ることが出来ました。これにより精度の高い地図が完成し、当協会の主目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を進めることに寄与できました。

しかし、本年度2年目作業において1次立会いの作業中に個人情報に記載された書類の紛失という事例が発生しました。当協会ではこの事例を重く受け止め再発防止策を徹底して行い、個人情報に関する研修会の開催、鍵付き鞆の使用等、再発防止策を講じました。

市町村等発注の業務については前述の新たな地方自治体からの発注だけでなく、各地区担当理事をはじめ、発注官公署に対する啓発、官民境界確定支援作業等の新たな事業活動の展開を期待しております。

これらは当協会の社会貢献度の高さと瑕疵のない当協会の成果品が不動産に係る国民の権利の明確化に寄与してより良い社会環境整備へ大きく貢献していることが浸透していることの表れと考えます。

6. その他

i 業務処理後の検討と改善策の対応については、業務処理について出来得る限り複数の担当者で対応する事で成果の信頼性を担保するように努めました。

これは成果に対し違う目線で検討を行うことの重要性に鑑み常態化したいと思います。残念ながら複数の担当者が対応できる作業は、現在比較的大きな

事業のみで行われているのが現実であり受託報酬額の低廉化の問題もありすべての事業に対応してはおりませんが、今後全事業に対応する手法を検討して行きたいと思えます。

- ii 事務局のサーバーを外部の攻撃から守るとともに、協会外へのウィルスメールの送信、拡散をブロックするために、複数の異なるセキュリティー機能を一つのハードウェアに集約した統合脅威管理を進めています。

最後に、来期は今期にまして名実ともに公益社団法人として着実に実力を発揮する体制を構築しその実力を社会に示し、公益目的事業を増進するために、社員、役員が一丸となって尚一層の活発な活動をして行かねばならないと確信しています。

事業報告の附属明細書

第8期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する事業報告の附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。